

1 本書の位置づけ

【教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針 p12一部抜粋】

教育職員等による**児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの対応方針**について、…学校の設置者と学校の役割分担、相談を受けた場合の教育職員等や学校の対応方法や手順、専門家の協力を得た調査の実施方法、被害児童生徒等に対する保護・支援や留意事項などを予め整理し、…教育職員等に対して周知を行うことが望ましい

2 基本的な考え方

- 児童・生徒の人権を尊重し、安全の確保が最優先
- 先入観を持たず、迅速かつ慎重に報告・連絡・相談を徹底して組織的に対応
- 被害の深刻化を防ぐ上で必要があれば、児童生徒性暴力等を行った疑いのある教職員との接触を遮断
- 同性間であっても性暴力となることを認識

3 構成

I 教職員編

被害相談を受けた際の対応

- ・最小限の聞き取り
- ・学校管理職等への報告等
- ・相談に来た時の様子の記録

留意事項

- ・児童・生徒からの相談への対応例や相談時に伝えてはいけない言葉
- ・教職員等による発見

II 学校管理職編

学校管理職の役割

- ・教育委員会・保護者への報告
- ・所轄警察署への通報・相談
- ・事実確認の手順
- ・児童・生徒の保護・初期支援
- ・事実確認結果の報告

留意事項

- ・保護者対応、校内への説明、SNS等トラブルの予防

III 教育委員会編

教育委員会の役割

- ・専門家の協力を得た調査
- ・過去の性暴力事案の相談対応
- ・告発義務の確実な履行
- ・児童相談所との調整

東京都教育委員会の役割

- ・専門家に関する情報提供
- ・寄せられた相談の調整

教職員等の児童・生徒に対する性暴力等発生時の対応（時系列フロー）

性暴力被害の発見

- 第三者相談窓口等への相談（教育委員会経由）
- 保護者等から学校への相談
- 児童・生徒（本人以外も含む）が教職員に直接打ち明ける。**
- 教職員等による発見

管理職（校長・副校長への報告）

学校管理職の対応

教育委員会（都教育委員会にあたっては学校経営支援センター）への第一報

- 警察に通報等をするべきか、専門家の協力を要請するべきかの相談

保護者への第一報

- 今後の対応の説明
- 被害届を出すか否かの確認

事案に応じた所轄警察署への通報や速やかな相談

- 犯罪であることが明らかなときは直ちに通報
- 犯罪に該当するか否か迷う事象が生じている場合は、ためらわずに相談

事実確認

- 客観証拠の確保
- 被害児童・生徒への聴き取り
- 性暴力が疑われる教職員等への聴取り

児童・生徒の保護・初期支援

- 被害児童・生徒と性暴力を行った教職員の接触の遮断
- 被害児童・生徒への初期支援対応

事実確認結果の報告等

- 犯罪に該当する事実が明らかになった場合は所轄警察署へ通報
- 教育委員会へ報告
- 保護者へ報告

教育委員会の対応

専門家の協力を得た調査

- 客観的な事実の確認
- 被害児童生徒の尊厳の保持
- 再発防止

告発義務の確実な履行

- 学校、警察機関との連携、弁護士への相談

児童相談所との調整

- 事案に応じて、学校・児童相談所と連携して対応

教職員等による児童生徒性暴力等の相談の流れの概要

相談者



児童・生徒
(卒業生も含む)



保護者



教職員

どなたでも相談
できます。

相談の受付



信頼できる教職員等
(校長・副校長・
養護教諭・スクール
カウンセラー等)

学校



東京都教育委員会・
区市町村教育委員会

教育委員会



弁護士による電話や
メール相談の対応

第三者相談窓口

相談はどこでも丁寧に
受け付けます。

調査結果の報告

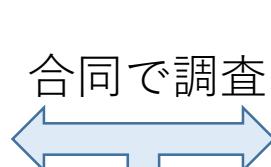
調査



教育委員会



児童・生徒への
聴き取り



学校



教職員への
事実確認



児童・生徒の
保護・支援

↑ 犯罪の通報や相談

↑ 調査への助言・協力



関係機関

ケースに応じて、所轄警察署
や性犯罪・性暴力被害者のため
のワンストップ支援センターへの
通報や相談



専門家

ケースに応じて、医療・
心理・福祉・法律等の
専門家等からの助言や協力

教育委員会・学校・外部機関や
専門家が連携して中立的に調査します。

東京都教育委員会へ報告